第2章 ASEAN諸国

[1] アジア諸国全般 ····································
知的財産 ······69
模倣品・海賊版等の不正商品に関する問題69
[2] ASEAN 各国 ···································
1. タ イ···································
関 税······ 72
関税構造······72
アンチ・ダンピング 72
日本製熱延鋼板に対する AD 措置 ························72
基準・認証制度73
鉄鋼製品の強制規格73
サービス貿易74
外資規制等74
2 . インドネシア76
内国民待遇 76
小売業に関するローカルコンテント要求76
数量制限·····-77
(1) 輸入制限措置77
(2) 輸入制限措置(医薬品、食料・飲料、履物、電機、子供用玩具に輸入者登
録の義務づけ等)77
(3) 丸太・製材等の輸出規制等78
(4) 鉱物資源輸出規制及びローカルコンテント問題79
関 税80
関税構造80
アンチ・ダンピング81
日本製冷延鋼板に対する AD 措置 ······81
基準・認証制度82
鉄鋼製品の強制規格82
外国企業の参入障壁となる玩具規制83

第 I 部 各国・地域別政策・措置

サービス貿易84
外資規制等84
知的財産85
(1) 水際での侵害差止め措置85
(2) 日インドネシア EPA の履行問題85
3. マレーシア86
内国民待遇86
(1) 自動車に関する内国税の適用に関する問題及び AP 制度に基づく
輸入制限問題86
(2) 国産自動車部品の物品税免除制度87
数量制限88
(1) 丸太の輸出規制等88
(2) 鋼板の輸入免税枠制度88
関 税89
鋼板の関税引き上げ措置等89
基準・認証制度90
鉄鋼製品の強制規格90
サービス貿易90
外資規制等90
知的財産93
著作権侵害 DVD の流通問題 ······93
4. フィリピン94
数量制限94
未加工鉱石に対する輸出制限94
関 税95
関税構造95
サービス貿易95
外資規制等95
5. ミャンマー·····98
サービス貿易98
外資規制等98

[1] アジア諸国全般

知的財産

アジア諸国の知的財産の保護に関しては、WTO 設立以来、1999年末までの経過期間¹を援用しない前倒し的実施への努力がなされ、TRIPS協 定の履行を目的とする知的財産保護法令の整備が行われてきたことは歓迎すべきである。その結果、各国とも法制度自体は整備されつつある。また、TRIPS 理事会による開発途上国に対する法令レビューは一通り終了しており、今後は、各国の法制度のみならず、以下のような運用実態も含めた履行状況について注視していく必要がある。

<図表 I - 2 - 1 > ASEAN 諸国における知的財産の保護に関する制度上・運用上の主な問題

インドネシア	税関における知的財産権侵害品の差止め不実施
マレーシア	訴訟期間の長期化
フィリピン	訴訟期間の長期化
タイ	産業財産権登録のための審査期間の長期化
ベトナム	刑事罰の適用困難性や、行政罰の科料額の低廉さに起因する再犯抑止力の欠如

模倣品・海賊版等の不正商品に関する 問題

①権利行使の実効性の問題

知的財産に関してアジア諸国に共通する最も重大な問題は、二輪自動車やコンテンツをはじめとする多くの商品で、模倣品・海賊版等の不正商品の製造・流通による知的財産権侵害が多数発生していること(図表 I - 2 - 2 参照)と、これらの知的財産権侵害を除去するための権利行使の実効性が十分に確保されていないことである。

言うまでもなく、知的財産に関する実体規定を整え、制度を創設・整備することだけでは、権利が十分に保護されることにはならない。権利の十分な保護のためには、権利取得の面では、権利を付与、登録する機関の事務が適切かつ効率的に運営されること、侵害行為に対する権利行使の面では、司法手続による救済措置(侵害差止、損害賠償、侵害品廃棄、差押え及び証拠保全のための暫定措置等)、税関当局による国境措置、刑事上の取締・制裁等により、効果的かつ迅速に権利侵害を防止できることが不可欠である。

1 第Ⅱ部第13章知的財産1.(2)法的規律の概要参照。

TRIPS 協定では、相当部分がこれらの権利行使に関する規定に充てられ(第41条~第61条)、加盟国に対して、効果的かつ迅速な措置を可能とするように国内法制度を確保することを義務付けている(第41条)。このような規定に照らすと、効果的かつ迅速な権利行使が得られない場合には、協定の義務に違反する可能性がある。2000年1月からTRIPS 協定の履行義務が生じた各国における権利行使の実効性の問題について、各国の法制度の整備状況を注視し、協定に適合しない制度・運用が存在する場合には、WTOの紛争解決手続を用いてその是正を求めていくことも検討する必要がある。

アジア諸国の中には、不正商品の取締強化の必要性を認識し、取締当局により積極的な取組を進めている国もある。このような取組は評価できるものであり、今後、取組の一層の強化がなされることを期待する。

<図表Ⅰ - 2 - 2 > 日本企業製品の侵害の状況

	模倣品等の製造により 被害を受けている企業数		模倣品等の販売提供により	
			被害を受けている企業数	
	2012年度	2013年度	2012年度	2013年度
中 国	608	604	500	400
香 港		604	508	499
台 湾	142	112	164	151
韓国	146	121	166	150
タイ	43	39	84	88
インドネシア	31	29	78	82
シンガポール	15	15	55	55
マレーシア	32	21	72	75
ベトナム	27	24	54	68

(注) 有効回答は2012年度: 4,323社、2013年度: 4,314社 出典: 特許庁「模倣被害調査報告書」(2014年度版)

②不正商品問題への対応

アジア諸国における不正商品問題については、国 内の権利行使手続を的確にTRIPS協定に適合する よう求めていくことが急務であるが、法制度の整備 だけでこと足りるわけではない。

まず、知的財産保護制度を運用する人材の確保が重要であり、官民を問わず、知的財産問題に関する知見を有する専門家の養成に力を注がなければならない。また、権利付与・登録機関や取締機関の事務が適切かつ効率的に機能するために、情報システムの整備等も必要である。このため、我が国をはじめとする先進国は、制度整備への協力、研修制度の充実等の技術援助活動を積極的に推進していくべきである。特に、ASEAN諸国は、不正商品の流通国となっている事例も多いことから、国境措置の実効性を向上させるため、税関職員の人材育成に対する支援の強化等についても留意すべきである。

更に、権利者自らが現地の法制度の枠組みにおいてエンフォースメントを実施することが基本ではあるものの、同時に、個別の権利者の取組だけではその効果に限界があることから、産業界・権利者と政府とが連携を深め、行政機関による取締りの一層の強化を当該国政府に求めていくことや、当該国

の国民にも、知的財産の重要性について理解を深め、その保護の意義について認識を向上させるための教育・広報活動等の啓発活動を求めることも必要である。

2012 年 2 月には第 1 回日 ASEAN 特許庁長官会 合が東京で開催され、ASEAN における知的財産 保護の強化のために我が国が協力していくことを確 認し、「東京知財声明」を採択した。2012年7月 には我が国の特許庁と ASEAN 各国の知的財産庁 は知的財産に関する協力覚書に署名し、同覚書に 基づき、毎年協力プログラムを策定し協力を進めて いる。また、我が国の特許庁と ASEAN 各国の知 的財産庁の二庁間の取組として、2012年2月には ベトナム (2014年10月改訂)、2012年7月にはシン ガポール(2014年8月改訂)、2013年2月ミャンマー (2014年8月改訂)、2014年8月にはフィリピン及 びインドネシア、2014年11月にはカンボジア、2015 年1月にはマレーシアとそれぞれ知的財産に関する 協力覚書に署名し、同覚書に基づき、毎年協力プ ログラムを策定し協力を進めている。今後、これら 協力プログラムを利用し、ASEAN 各国と協働して 知的財産保護制度を運用する人材の育成や知的財 産の普及啓発のための取組を進めていくことが有効 である。このように、我が国は、これまでにもアジ

ア諸国に対する支援活動を積極的に行ってきたとこ ろであり、今後も一層推進していくことが肝要であ ると考えられる。

加えて、不正商品の製造及び流通が複数国間に またがっているとの実態を踏まえ、関係国間におい て知的財産権侵害に関する情報の交流を促進する ことも検討すべきである。我が国の具体的取組とし ては、2007年6月のAPEC 知的財産権専門家会 合 (IPEG: Intellectual Property Rights Experts Group) において、日本が提唱した税関専門家と 知財専門家による合同セッションの発足が合意さ れたことを受け、2008年2月にはペルーにおいて ASEAN 諸国を含む参加を得て、税関専門家会合 と知財専門家会合の合同セッションが開催されたほ か、ASEANの各地において、現地政府の執行機 関職員を対象に日本製品の真正品と模倣品の見分 け方を講義する真贋判定セミナーを毎年3回程度 開催するなどしており、模倣品・海賊版を防止する 措置の強化や知的財産権分野での協力の推進など を通じて、知的財産権保護の強化に関する国際的 な取組を先導する姿勢を示している。また、我が国 が締結したブルネイ、タイ、インドネシア、フィリピン、 マレーシア、ベトナムとの EPA には、適切な知的財 産保護やエンフォースメントに関する要素が盛り込 まれている。

[2] ASEAN 各国

1. タ イ

関 税

関税構造

*本件は、WTO協定をはじめとする国際ルール整合性の観点からは明確に問題があると言えない 貿易・投資関連政策・措置であるが、以下の懸念点に鑑み、掲載することとした。

<措置の概要>

タイは、製造業の競争力強化等を目指した関税構造調整の一環で、実行税率の削減を実施している。2003年9月にタイ政府はゴム製品、繊維製品、鉄鋼製品、一般機械、電気機械など1,391品目の関税引き下げを閣議決定し、原則、完成品は10%、半完成品は5%、原材料は1%に引き下げられた。また、自動車のCKD(組み立て)部品も33%から30%に引き下げられることになった。

しかし、上記決定の対象外とされた品目の実行 税率は依然として高く(2011年の非農産品の平均実 行税率は8.0%)、特に衣料品(平均30.3%)、輸送 機械(平均20.3%)で高水準となっている。個別品 目としては、自動車(最高80%)、洗濯機・冷蔵庫(最高30%)等がある。一方、非農産品の単純平均譲 許税率は25.4%であった。譲許率については輸送 機械の25.2%をはじめとして相対的に低く、非農産 品全体で71.3%にとどまっている。非譲許品目とし ては、自動車部品(実行税率最高30%)、自転車(実 行税率30%)等がある。

<懸念点>

高関税そのものは譲許税率を超えない限りWTO協定上問題はないが、自由貿易を促進し、経済の効率性を高めるという観点からは、上記のようなタリフピーク(第II部第5章1.(1)③参照)を解消し、

関税はできるだけ引き下げることが望ましい。

また、譲許率が低いことや実行税率が譲許税率を下回って乖離していることは、WTO協定上問題はないが、当局による恣意的な実行税率操作を可能とするため、予見可能性を高める観点から、非譲許品目が譲許されること、また、譲許税率が引き下げられることが望ましい。

<最近の動き>

ドーハ開発アジェンダにおける非農産品市場アクセス交渉において、関税の削減・撤廃を含む市場アクセスの改善について交渉が行われている(最新の状況については資料編を参照)。また、ドーハ・ラウンド交渉の枠外で、IT製品の関税撤廃対象品目の拡大を目指して、2012年5月からITA拡大交渉が行われている(詳細は、第II部第5章2.(2)ITA(情報技術協定)拡大交渉を参照)。

なお、2007年11月に日タイEPAが発効したことから、我が国から輸出する自動車部品(生産用部品)や鉄鋼製品等の関税が撤廃され、市場アクセスの改善が図られた。

アンチ・ダンピング

日本製熱延鋼板に対する AD 措置

<措置の概要>

2002 年 3 月、タイ国内の鉄鋼メーカー 5 社は、 我が国を含む 14 か国の熱延鋼板の輸入に対し、 AD 調査申請を行い、2003 年 5 月にタイ政府は当 該産品について AD 措置の発動を決定、我が国の 熱延鋼板には 36.25%の AD 税が賦課された。

そもそも、我が国からタイに輸出される熱延鋼板は、タイ国内で冷延加工を行った後、自動車・家電メーカー等に供給される高品質のものであり、タイ国内の鉄鋼メーカーが製造困難な産品である(タイ国内鉄鋼メーカーは調査申請時より一貫して、当該鋼板を製造可能であると主張)。

<国際ルール上の問題点>

タイ国内で生産される「同種の産品」と我が国企業が輸出する熱延鋼板は、その品質が大きく異なるため、市場においても競合していない。競合関係にない別個の産品を同一の産品として評価することは、ダンピングの有無の決定、国内産業の範囲の認定、国内産業の損害の因果関係の認定等における適切な判断を不可能にするはずであるから、本調査の結果は、AD協定2条、3条及び4条に照らし問題がある。

また、2009年から行われた事情変更レビューの手続において、以下のような問題があった。

- ①重要事実の開示通知を日本大使館が受け取って からコメント期限まで実質1日しか与えられなかっ た。
- ②重要事実の開示通知において、タイ当局に知られている日本企業は6社あったが、調査に協力した日本企業2社にのみ重要事実の開示通知が行われ、残り4社に対して通知が行われなかった。
- ③タイ当局は、日本からタイへのフライトが6時間 以上かかるにもかかわらず、特定の日本企業に対 して、48時間前に公聴会の開催通知を送付した。 これらの手続について、タイ当局がAD協定6.2 条に基づき利害関係者に対して意見表明の機会を 与えたか、AD協定6.9条に基づく重要事実の開示 通知を適切に行ったか疑問である。

<最近の動き>

上記の2009年から行われた事情変更レビューの手続におけるAD協定6.2条・6.9条に関する問題点について日本大使館からレターを発出したほか、2010年秋のWTO・AD委員会において、上記に関する質問をタイ代表に対して行った。これに対してタイ政府より、①については、重要事実の開示通知は適切に行われており、利害関係者はコメントを行うことができた、②については、重要事実の開示通知は日本大使館にも行っており、残り4社については大使館を通じて送付される、③については、手続きはAD協定に従って行われており、利害関係者

が対応できる十分な時間は与えられていた、との回答があった。我が国としては、今後も引き続き、タイ政府による AD 措置の運用を注視していく必要がある。なお、本件については 2014 年 5 月にサンセットレビューレビューが開始されている。

基準・認証制度

鉄鋼製品の強制規格

<措置の概要>

1993年に導入された鉄鋼製品への強制規格に関し、タイ工業標準機関 (TISI) は2009年1月、熱延鋼板及び冷延鋼板について、タイ工業規格 (TIS) 認証及び認証維持審査 (輸入許可証取得) に係る規則が変更された。新規則においては、輸入許可証取得の前提となる製鉄所監査の運用が強化され、これまで書類審査のみであったところ、年1回の製鉄所監査が新たに義務付けられている。

また、タイ工業標準機関(TISI)は、電気亜鉛メッキ鋼板(EG)及び溶融亜鉛メッキ(GI、GA)についても、強制規格化を検討している。

<国際ルール上の問題>

協定第2.2条において、「強制規格は、正当な目的が達成できないことによって生じる危険性を考慮した上で、正当な目的の達成のために必要である以上に貿易制限的であってはならない」としている。タイ工業標準機関(TISI)は、本制度の目的は、鋼材の品質向上を通じた消費者安全や健康確保であると主張しているが、これらの政策目的は、鉄鋼製品のような中間財への規制では達成することができず、むしろ最終製品の安全規制により達成されるべきものであると考えられる。したがって、本制度は、その政策目的に照らして過剰な規制である疑義があり、TBT協定第2.2条に違反する可能性がある。

く最近の動き>

2012年に引き続き、2013年3月、6月及び10月

の TBT 委員会開催中の二国間会合において、中間財である鉄鋼製品に対し強制規格を導入することは、最終消費者保護の観点からは不要である旨、同様に、電気亜鉛メッキ鋼板(EG)及び溶融亜鉛メッキ(GI、GA)の強制規格化は中止すべきであり、やむを得ず強制規格化する場合であっても、自動車、家電産業向け鋼板については適用除外すべきである旨を要請した。加えて、本制度は運用面を含めた透明性が確保されておらず、製鉄所監査等の手続簡素化や頻度軽減をすべきである旨を要望している。

本制度については、2011年11月のTPRB 対タイ審査会合、2012年9月開催の日タイEPAのビジネス環境整備小委員会、2012年3月、2013年11月及び2014年11月開催の日タイ鉄鋼対話においても、同様の懸念を表明した結果、2014年12月に、熱延鋼板等の製鉄所監査の頻度を2年に一度に低減させる旨の官報告示がなされた。引き続き、本制度の運用を注視するとともに、過剰な規制とならぬよ

う両国間で協議を行っていく必要がある。

サービス貿易

外資規制等

<措置の概要>

タイでは、外国人事業法(1999年改正、2000年3月施行)に基づき、規制業種を3種類43業種に分け、それらの業種への外国企業(資本の50%以上が外国人所有の法人)の参入を規制している。エンジニアリング業、各種小売業等ほとんどすべてのサービス業が含まれており、参入可能なのは一定規模以上の貿易仲介や卸売・小売、建設業などに限られており、外国企業がタイでサービス業を行うことは非常に難しい状況にある。

タイにおける主な外資制限は以下のとおりである。

分野	規制の概要
金融	
① 銀行	銀行分野については、原則として、外資出資比率及び外国人役員比率が25%以下に制限
	されている。2009年11月に、2010年~14年の5カ年計画(金融セクターマスタープラン
	Ⅱ)が経済閣僚会議で承認され、段階的に外国銀行の参入を開放することとした。これ
	まで、同計画に基づき、既存外国銀行支店が追加で2支店増設することを許可したほか、
	支店形態から子会社形態に移行した場合には、一定条件の下最大20支店を開設すること
	等を許可している。
② 保険	2008年2月、保険分野については、外資出資比率及び外国人役員比率が25%以下に制限
	する一方で、特段の事情がある場合には当局の承認を得ることを条件に49%までとする
	損害保険業法及び生命保険業法改正案が施行された。
電気通信	・2001年には通信会社の外資出資比率の上限を49%から25%に制限する「電気通信事業
	法」が施行されたが、サービス協定上の約束である2006年の通信分野の自由化をうけ
	て、2006年1月に法改正が行われ、外資比率上限が50%未満に緩和された。規制緩和
	実施の翌営業日に、シン・コーポレーションの株がシンガポールに売却されるなど、
	外資参入が行われたものの、本件売却によって議決権比率を通じた実質的な支配権が
	外資事業者に移ったため、タイ政府は外資規制を迂回したものとして問題視しており、
	2006年の外国人事業法改正作業(後述)の端緒ともなった。
	・2011年、通信事業と放送事業を一元的に監督する国家放送通信委員会(NBTC)が発
	足した。2012年、NBTCは、「外国人による事業支配」に該当する具体的事例を定め
	る告示を施行した。同告示は、電気通信事業者に外国人による事業支配の状況を定期
	報告させることを義務付けている。

分野	規制の概要
流通	外資参入が可能となるのは、小売業については最低資本金が1億バーツ以上で一店舗あた
	り最低資本金が2,000万バーツ以上となる場合、卸売業は最低資本金1億バーツ以上の場
	合。この条件を満たさない場合には、他業種と同様、外資の上限は50%未満。なお、こ
	れとは別に規制業種として「飲食物販売業」が存在するため、スーパーマーケットのよ
	うに食品を扱う小売への参入は、外資50%未満の制限がかかることになる。

(米タイ友好経済関係条約におけるタイの外国人事業法の最恵国待遇免除)

米タイ両国は、1966年、友好経済関係条約を締結(ほぼ全てのサービス業が対象だが、通信、輸送、資産運用、銀行、土地・天然資源開発、国内農産物の国内輸送等の分野は除外)。同条約では、米国企業は上記の外国人事業法の適用が免除され、商業登録の際にタイ企業と同基準の審査を受けるだけで良いとされており、米国以外の外国企業が外国人事業法に基づく審査を受ける必要があることと比較して優遇されている。タイは当該措置についてGATSの約束表でMFN義務免除措置として10年間の免除登録をしているが、MFN義務の免除期間が終了しているにもかかわらず、引き続き優遇措置を受けている米国企業が見受けられる。

<国際ルール上の問題点>

※タイ友好経済関係条約におけるタイの外国人事業法のMFN免除に関しては、MFN義務は、多角的に貿易自由化を進める上で最も重要な原則の一つであり、義務免除措置はその原則からの例外的な逸脱であって、GATS第2条(MFN)の免除に関する付属書6でも、免除期間は原則10年を超えてはならないとされているところ、本免除は早期に撤廃されるべきである。また、同付属書5によれば、MFN免除は当該免除に定める日に終了すると規定されているところ、本免除措置はタイの約束表上、継続期間は10年と明記されており(始期を1995年1月1日とすれば終期は2004年12月31日)、当該期間の経過により免除期間は終了していると解するべき。よって本件措置は免除期間を過ぎており、米国企業が優遇措置を受ける場合は、GATS2条1

項違反の可能性が高いと考えられる。

今後、機会を捉えて、タイ政府がGATS整合的 な対応をとるよう、働きかけていく。

<最近の動き>

2007 年 4 月に署名、11 月に発効した日タイ EPA により、卸売・小売サービス、保守メンテナンスサービス、ロジスティックス・コンサルティング、広告サービス、ホテル・ロッジング・サービス、レストランサービス、海運代理店サービス、カーゴハンドリングサービスに関し、タイは外資比率等を含めて約束を改善した。近年、飲食分野を中心に観光・小売の分野などでも我が国のサービス産業の進出も活発化してきており、我が国は、二国間政策対話、WTOサービス交渉や EPA 交渉のフォローアップ会合等により、外資制限の緩和を働きかけているところである。

なお、外資系企業によるタイ人所有の会社を挟むことによる間接的な出資を契機に、2006年から2007年にかけては、外資系企業に対する出資上規制の厳格運用と外資の参入規制する業種を見直すといった外国人事業法改正の問題が取り沙汰されていたが、その後同改正案は立法議会での裁決で反対多数となり、取り下げられた。同改正案取り下げ後も、引き続き改正案を修正・再度立法議会で審議を行うといった情報もあるが、現時点でそのような動きは見られない。我が国は、外資制限強化に関する法律改正の動向を注視し、在タイ日本大使館から懸念をタイ政府に伝達してきたが、今後とも、法改正の動向及び進出日系企業への影響について、注視が必要である。

2. インドネシア

内国民待遇

小売業に関するローカルコンテント要求 <措置の概要>

2012 年 8 月、インドネシア商業省は、フランチャイズ活動に関して、フランチャイザーと中小事業者との事業パートナーシップの強化や国産品の利用促進を目的として、「フランチャイズの実施に関する商業大臣規定 2012 年 53 号」を公布した。この規定の中で、「フランチャイザーとフランチャイジーは、原材料、事業設備の利用および品物の販売において、80%以上の国産の物品あるいは役務を用いる義務を負う」(同規定第 19 条)との措置が盛り込まれた。当該措置に違反したフランチャイザーとフランチャイジーには、書面による警告、フランチャイズ登録証の停止や取り消し、といった行政罰が適用される(同規定第 33 条)。

さらに、2013年12月、インドネシア商業省は、 伝統市場、ショッピングセンター、モダンストア(ミ ニマーケット、スーパーマーケット、デパートメントス トア、ハイパーマーケット、卸売の形態で物品を販 売するストア) の整備と育成の最適化などを目的と して、「伝統市場、ショッピングセンター、モダンス トアの整備と育成指針に関する商業大臣規定 2013 年70号」を公布した(2014年6月施行)。この規 定の中で、「ショッピングセンターとモダンストアは 取り扱う物品の数量と種類の80%以上は国産品を 提供する義務を負う|(同規定第22条)との措置 が盛り込まれた。なお、本規定は「商業大臣規定 2014 年 56 号 により一部改正され、生産の統一性 を必要としグローバルサプライチェーンに由来する商 品等を扱うスタンド・アローン・ブランド形態のモダ ンストア等に対しては、上記義務の適用が除外され る旨が明記された。当該措置に違反したショッピン グセンターとモダンストアには、書面による警告、事 業許可の凍結や取り消し、といった行政罰が適用さ

れる (同規定第38条)。

<国際ルール上の問題点>

これらの措置は、いわゆるローカルコンテント要求であり、国産品との関係で輸入品を不利に扱うものであり、GATT第3条(内国の課税および規則に関する内国民待遇)第4項「いずれかの締結国の領域の産品で他の締結国の領域に輸入されるものは、その国内における販売、販売のための提供、購入、輸送、分配または使用に関する全ての法令および要件に関し、国内原産の同種の産品に許与される待遇より不利でない待遇を許与される」に抵触する可能性がある。

<最近の動き>

2013年11月、経済産業省とインドネシア商業省 は、各々の流通業を所管する局長を共同議長とする 「第1回日尼流通政策対話」を開催した。この対話 の中で、経済産業省はインドネシア商業省に対して、 フランチャイズ事業者に対する輸入品に関する措置 の撤廃を要請した。これに対して、インドネシア側 からは、措置の撤廃に向けた意向は示されなかっ た。また、2014年6月、「第2回日尼流通政策対話」 を開催し、経済産業省は「商業大臣規定 2013 年 70号」により本措置が強化されていることを指摘し つつ、本措置の速やかな撤廃を要請した。これに 対して、商業省は、指摘事項を政府内に持ち帰り検 討する旨を述べ、実務者レベルの対話を開催するこ とが提案された。その後、11月に再び対話を開催し、 商業省は、「商業大臣規定 2014 年 56 号」により、 先述の例外措置が設けられたとの見解を示した。こ うした対話に加えて、2014年6月以降のWTO・ TRIM 委員会及び物品理事会の場においても、日 本は米国や EU とともに本措置への問題提起を行っ ている。引き続き、二国間対話やマルチの場などを 活用し、上記措置の速やかな撤廃を要請していく。

数量制限

(1) 輸入制限措置

<措置の概要>

インドネシアでは、米、塩などについて、国内産業保護を理由に輸入制限措置を講じている。例えば、米の輸入は、商業大臣規定2014年19号により、輸入目的に応じて食糧公社、米製造輸入業者又は米登録輸入業者に対して認められている。塩の輸入については、商業大臣規定2012年58号により、消費用の塩については塩製造輸入業者に対して、産業用の塩については塩製造輸入業者及び塩指名輸入業者に対して認められている。

中古資本財の輸入は、国内製造業保護のため、2003年に規制が開始され、その後、1~3年ごとに継続が決定されている。現行規定(商業大臣規定 2013年75号)上、輸入が認められる中古資本財の品目は、ジェネレーター、重量機械、印刷機械、電動モーター、発電設備、自動車パーツ・部品、航空機、船舶、医療機器などであるが、工場移転を含む輸出・投資の拡大を条件に、これら以外の品目も商業大臣等の許可により可能となる(同規定15条)。

<国際ルール上の問題点>

米、塩、中古資本財等の輸入制限は、一部業者を除いて特定の品目の輸入を禁じている点や輸出・投資の拡大を条件付ける点において、輸出入に対する禁止又は制限に該当するため、GATT 第11条(数量制限の一般的廃止)に抵触する可能性がある。

く最近の動き>

中古自動車については、従来は特定の車種については輸入が認められていたが、2007年3月より、すべての中古車について輸入が禁止された。現在、インドネシア政府は、国内で生産されていない車種については輸入を認める方向で検討を行っている。

中古資本財については、商業大臣規定 No.48/

M-DAG/PER/12/2011 で 2016 年末までの輸入継 続が決定され、対象品の HS コードが改めて指定さ れた。

本件については、今後ともWTO協定に照らし是 正を求めていく必要がある。

(2) 輸入制限措置(医薬品、食料・飲料、履物、電機、子供用玩具に輸入者登録の義務づけ等)

<措置の概要>

2008年11月、インドネシア保健大臣は、安全性や公衆衛生の要求水準を満たしていない薬品から公衆を守るため、薬品の登録制度を通して薬品の評価を行うとの目的で保健大臣令2008年1010号を発出した。それによれば、インドネシア国内での医薬品の販売許可を得るにあたり、保健大臣が与える事前の登録が必要とされ、特に輸入医薬品の登録は、海外の製薬会社により書面による同意を得たインドネシア国内の製薬会社によってのみ行うことができるとされた。加えて、この同意には、海外製薬会社による5年以内の技術移転と現地生産の開始を含まなければならないとされた。

また、2009年1月には、インドネシア商業大臣 令 (商業大臣規定 No. 56/M-DAG/PER/12/2008) により、電気製品、衣料品(既製服)、子供用玩 具、靴・履物、飲食品の輸入業者の登録を義務 づけると共に、輸入できる港をメダン、ジャカル タ、スマラン、スラバヤ、マカッサルと全ての国際空 港に限定し、サーベイヤーによる船積み前検査が 義務化されることとなった。本規制は、商業大臣 規定 No.57/M-DAG/PER/12/2010 により、化粧 品・伝統薬も追加された上、商業大臣規定 No.83/ M-DAG/PER/12/2012 により 2015 年 12 月 31 日 まで延長されることになった。現在、登録が必要と なる輸入商品は、電気製品、衣料品、子供用玩具、 履物、飲食品、伝統生薬及びサプリメント、並びに 化粧品に属する800強のタリフコードに属する品で ある。この数は、規制開始時から300以上増加し ている。なお、輸入港は、直近では商業大臣規定

No.73/M-DAG/PER/2/2014 により指定港が見直 されている。上記製品はいずれも輸入が伸びている ものであるが、商業省は輸入の伸びは市場の拡大 によるものと説明している。

更に、鉄鋼製品についても、2009年4月以降一定品目について、輸入業者を登録制とし船積み前検査が義務化されることとなった。本規制については、商業大臣規定No.08/M-DAG/PER/2/2012により、2015年12月31日まで適用が延長され、現在の212品目が対象となっている。なお、電気製品、衣料品(既製服)等5品目に関する輸入規制と異なり、インドネシアと他国政府との鉄鋼輸入に関する規定を含む二国間条約に基づく鉄鋼の輸入には適用されないとの適用除外規定があるほか、輸入港の限定規定も存在しない。

<国際ルール上の問題点>

インドネシア保健大臣令による医薬品の輸入規制については、インドネシア国内における医薬品の販売に必要な登録の要件について、輸入薬品に対してのみ海外の製薬会社による技術移転等の約束が必要である点で輸入医薬品が不利に扱われており、インドネシア国内産の薬品に許与される待遇より不利な待遇が輸入医薬品に対して付与されていることから、GATT第3条4項に規定する内国民待遇原則に非整合と考えられる。また、国際貿易に対する不必要な障害をもたらすことを目的として又はこれをもたらす結果となるように強制規格が立案され、制定され又は適用されないことを確保するとしているTBT協定22条にも非整合と考えられる。

また、インドネシア商業大臣令による輸入業者の登録義務づけや輸入港制限等については、輸入態様が被登録業者による輸入や特定の港での輸入に制限されることから、GATT 第11条の数量制限の一般的廃止に抵触する可能性がある。

<最近の動き>

インドネシア保健大臣令については、2008年11月に、現地日本大使館より、保健大臣及び商業大

臣に対して改善を求める大使名の書簡を提出し、措 置の改善を求めている。

また、電気製品等 5 製品に関するインドネシア商業大臣令については、2009年1月に、本措置の導入の目的や運用、WTO協定との整合性等についてインドネシア政府側の見解を確認するための質問を送付した。

更に、鉄鋼製品に関するインドネシア商業大臣令については、2009年3月、現地日本人会よりインドネシア商業省に対して、①日本から輸入される全ての鉄鋼製品の適用除外、②大臣令適用時期の延期、③本大臣令に関するインドネシア商業省外国貿易総局輸入局との会合の開催、を要望するとともに、(社)日本鉄鋼連盟からも上記①及び②を要望する書簡をインドネシア商業省及び工業省に送付した。

(3) 丸太・製材等の輸出規制等

<措置の概要>

1998年4月、IMF合意に基づきインドネシア政府は、それまで丸太と製材の輸出産品に賦課してきた高額輸出税を、従量税方式(材積あたり)から従価税方式(価格あたり)に改め、輸出税率を1998年4月に30%、1999年3月に20%、同年12月に15%にまで引き下げた。他方、これに合わせ、丸太・製材等の輸出総量を設定すること等を規定した輸出規制等を公布した。

2001年10月、インドネシア政府は、違法伐採対策を理由に丸太の輸出を禁止した。さらに、2004年9月に、枕木やラフ製材品の輸出を禁止し、2006年3月には、木口断面積4,000平方ミリメートル以上のS4S材(4面かんながけの材)等についても輸出禁止とした。その後、輸出が認められる木材製品の基準等について、数回に渡って細かい変更がなされている。

<国際ルール上の問題点>

丸太・製材等の輸出の禁止や総量設定について は、産品輸出の制限としてGATT第11条に違反す る可能性がある。特に違法伐採対策を理由にした 丸太の輸出禁止については、インドネシア国内で天 然林や泥炭地の一部を除き、森林の伐採に関する 制限が行われていないとともに、丸太の消費・流通 に対する制限も行われていないため、インドネシア が拠り所とする GATT 第20条(g) 項に基づく例 外と認めることは困難である。

く最近の動き>

丸太の消費が国内に限られた結果、丸太の国内 価格が国際価格に比して低位な水準となっており、 こうした状況を受けて丸太の輸出再開についての議 論が起きつつあり、当該措置についてマルチ、バイ などの場を通じて、今後是正をはたらきかけていく。

(4) 鉱物資源輸出規制及びローカルコンテント問題

<措置の概要>

2009年1月、インドネシアは鉱業法の改正(新 鉱業法)を公布・施行し、以下の措置を導入した。

①高付加価値化・国内製錬義務

インドネシアで採掘したニッケルや銅などの鉱物は、インドネシア国内で製錬・精製を行うことを義務づけ。

②生産量及び輸出量の統制

インドネシア政府は、国家利益を最優先するため、 年間生産量を決定することができ、輸出を管理する ことができる。

③ローカルコンテント要求

現地の労働力、国内の物品及びサービスを優先 して使用することを義務づけ。

④国内供給優先義務

インドネシア国内の鉱物資源の生産者に、エネルギー鉱物資源省大臣の規定する一定割合を国内の ユーザーに供給することを義務づけ。

その後新鉱業法の運用に関する細則として、 2012年2月に高付加価値義務に関する大臣令及び、 インドネシア資本への株式譲渡義務に関する政令改 正が発表された。前者は、高付加価値化・国内製 錬義務の実現のため、2014年1月以降の未加工鉱石の輸出を禁ずるものであり、後者は、投資後10年以内にインドネシア資本比率を51%まで高めること等を定めている。また、2012年5月には、鉱物資源に対して一律20%の輸出税を課す財務省令が発出された。

2014年1月には、未加工鉱石の輸出禁止の実施を目前にして高付加価値義務を定める大臣令が改正され、一部の精鉱(銅精鉱など、純度を一定程度上げた原材料)については、輸出禁止の実施が2017年1月に延期され、同時に輸出税が導入されたが、その他の未加工鉱石の輸出は2014年1月以降禁止された。一部の精鉱については、2017年までは輸出許可制の下で輸出が可能であるが、輸出税の税率は25%から逓増し、2016年下期には最大60%となる(2017年以降は輸出禁止)。但し、2014年の財務省令改正により、製錬所の建設にコミットした輸出者については輸出税が減免される。

<国際ルール上の問題点>

① 付加価値化・国内製錬義務

インドネシアで採掘した製錬・精製前の鉱物を輸出することが不可能になった場合や、輸出許可制により製錬所の建設コミット等の許可要件を課すことは、事実上の輸出規制として、GATT 第11条(数量制限の一般的廃止)に抵触する可能性がある。

②生産量及び輸出量の統制

政府による恣意的な輸出量の制限等が実施された場合、GATT 第11条に加えエネルギー鉱物資源の輸出入の制限に関してGATTの関連規定に従う義務を再確認した日尼EPA 第99条(輸入及び輸出の制限)に抵触する可能性がある。

③ローカルコンテント要求

国産品や国内のサービスの使用の義務づけは、GATT 第3条・TRIM 第2条(内国民待遇及び数量制限)及び日尼 EPA 第63条(特定措置の履行要求の禁止)に抵触する可能性がある。

④国内供給優先義務

所定の国内需要を満たさなければ輸出ができな

い点において、GATT11条(数量制限の一般的禁止) に抵触する可能性がある。

⑤インドネシア資本への保有株式の譲渡義務

我が国企業の保有株式についてインドネシア資本への譲渡義務を課すことは、日尼 EPA 第59条(内国民待遇)及び第65条(収用及び補償)に抵触する可能性がある。

⑥投資家が有する「正当かつ合理的な期待」の侵 害

上記の規制等が日本の投資家(企業等)が投資 時点で有していた「正当かつ合理的な期待」を侵 害し、損害又は損失を生じさせる場合には、日尼 EPA 第61条(一般的待遇)にも抵触する可能性が ある。

く最近の動き>

我が国は、新鉱業法の成立以降、WTOの物品 理事会・TRIM 委員会や日尼 EPA に基づく投資小 委員会において繰り返し懸念を表明してきた。また、 経済産業大臣及び経済産業副大臣より、インドネシ ア経済担当調整大臣、工業大臣、商業大臣、エネ ルギー鉱物資源大臣等に対し繰り返し懸念を表明し ている。直近では、

2014年9月に経済産業副大臣とインドネシア・エネルギー鉱物資源副大臣との会談において、2014年11月に日尼外務大臣間の会談において、また同月に総理とインドネシア大統領との会談において、早期の解決を繰り返し要請している。また、2012年8月の日尼素材・資源産業官民対話や2012年10月の日尼経済合同フォーラムでは、我が国政府に加えて産業界からも改めて措置の改善や柔軟な対応を要請し、早期解決を図るため様々なレベルでの対話を継続していくことが確認されている。

2014年1月に一部の精鉱について輸出禁止規制 実施の延期等の一定の改善はあったものの、その 他の未加工鉱石の輸出禁止措置は実施され、依然 として国際ルール上の問題が解消されていないこと から、引き続き措置の是正を求めていくことが重要 である。 なお、インドネシアでは、2014年2月、新通商 法が国会にて成立した。本法は1934年に制定され た旧通商法を刷新するものであり、細則については 今後、政令、大統領令及び関係大臣令により定める こととされているが、国産品の使用促進や輸出入の 制限、国家規格の使用強制等について政府に権限 を与える規定がみられる。また、2013年12月には 新産業法が成立、2014年1月に施行されているが、 インドネシア政府が、産業資源の開発、産業のエン パワーメント、産業の救済・保護等を目的とした措 置として、新通商法と同様に、国産品の使用促進、 輸出入の制限等を行いうるとしている。

これらの法律は、既存の関連規則を統括し法的 根拠を与えるための上位規範であり、本法の策定の みによって具体的な措置が実施されるものではない が、国産品優遇や輸出入の制限について政府に実 施権限を与える規定がみられるため、今後、インド ネシア政府が本法に基づいてWTO協定に反するよ うな貿易制限的、内外差別的な措置をとることのな いよう、本法及び関連の実施細則の策定・運用状 況についても注視する必要がある。

関 税

関税構造

*本件は、WTO協定をはじめとする国際ルール整合性の観点からは明確に問題があると言えない 貿易・投資関連政策・措置であるが、以下の懸 念点に鑑み、掲載することとした。

<措置の概要>

ウルグアイ・ラウンド合意により、非農産品の譲 許率が96.1%まで向上したことは評価される。しか し、非農産品の大部分の品目において現行の譲許 税率は30%~40%であり、非農産品の単純平均譲 許税率は35.6%と高水準である。2012年の非農産 品の平均実行税率は6.9%と比較的低いが、衣類(平 均14.4%)、輸送機械(平均9.4%)等の関税水準 が高くなっている。

2004年にとりまとめられたセクターごとの関税調整計画に基づき、2005年1月1日から農産品、水産品、鉄鋼、陶器、医薬品の6分野の1,962品目について、2010年までの段階的な関税引き下げ計画が決定された。また、2005年12月にも、同調整計画に基づき、農機具、完成車(自動車、二輪)、AV機器、プラスティック、アルコール飲料、エタノールについて関税引き下げ計画が定められた。

その結果、例えば、排気量 1.5~3 リットルのガソリン車、同 2.5 リットルのディーゼル車について、2006 年時点での最高関税率は 60%であったが、2010 年には 45%まで引き下げられた。また、電気製品についても平均実行税率が 5.8%まで引き下げられた。

しかし、2010年末(2010年12月22日)に財務 大臣規定2010年241号が公表され、鉱工業品や 農産品等に関し、2004年に定めた関税率調整計画 の実施という形をとり、2164品目(全品目の25%) の関税率の変更(1248品目が引き上げ、916品目が 引き下げ)が突然公布され、即日施行となった。関 税が引き上げられた品目には、日系企業が輸入する 化学製品等も多く含まれており、これらの高関税品 目については改善を求めていく必要がある。

また、下流産業の競争力強化のために、基礎化学・機械・電気電子及び造船の182品目について5%から10%へ関税の引き上げを定めた財務大臣規定(2011年213号)が、2011年末に公布された。

<懸念点>

また、譲許されていない品目があることや実行 税率が譲許税率を下回って乖離していることは、 WTO協定上問題はないが、当局による恣意的な 実行税率操作を可能とするため、予見可能性を高め る観点から、非譲許品目が譲許されること、また、 譲許税率が引き下げられることが望ましい。

く最近の動き>

ドーハ開発アジェンダにおける非農産品市場アクセス交渉において、関税の削減・撤廃を含む市場アクセスの改善について交渉が行われている(最新の状況については資料編を参照)。

また、2008年7月に日インドネシア EPA が発効したことにより、我が国から輸出するほとんどすべての自動車及び同部品、電気電子製品及び同部品、一部の鉄鋼製品の関税が段階的に撤廃されるなど、市場アクセスの改善が図られた。

アンチ・ダンピング

日本製冷延鋼板に対する AD 措置 <措置の概要>

2011年6月、インドネシア・アンチダンピング委員会(KADI)は、インドネシア国内の鉄鋼メーカーからの申請を受けて、我が国のほか韓国、中国、台湾、ベトナムの計5か国・地域から輸入される冷延鋼板に対するAD調査を開始し、2012年12月、当該産品についてAD措置を発動するよう最終報告を行った。この報告を受け、インドネシア財務大臣は、2013年3月に当該産品についてAD税を賦課する旨の最終決定を行った。最終決定では、日本企業について、18.6%~55.6%の高率のダンピング・マージンが課されている。

<国際ルール上の問題点>

我が国企業が輸出する冷延鋼板の大部分は自動車・電機電子産業で用いられる高級鋼材であり、インドネシア国内で生産される冷延鋼板と品質が大きく異なるため、インドネシア国内産の冷延鋼板とは競合関係にない。しかし、KADIは本件調査の最終報告において国内産業の損害及び日本製冷延鋼板の輸入と当該国内産業の損害との間の因果関係

を認定しているため、AD協定3条に違反するおそれがある。

また、本件調査において、我が国企業が当該産品に係るインドネシアでの国内販売価格に関するデータを提出したにもかかわらず、KADIがファクツ・アヴェイラブル(入手可能な最善の情報)を用いて我が国企業の輸出価格を認定したことは、AD協定 6.8 条に違反するおそれがある。

く最近の動き>

上記の最終決定が出されるまでの間、2012年10月、WTO・AD委員会において、日本政府は、我が国企業が輸出する冷延鋼板はインドネシア国内で生産される当該製品とは競合しないため、インドネシアの国内産業に損害を与えていない点を指摘した。また、2011年11月及び2012年10月に、経済産業大臣が本件AD調査・課税の対象から我が国製品を除外するようインドネシア商業大臣等に申入れを行ったほか、2013年1月に経済産業大臣がインドネシア工業大臣・商業大臣に書簡で要請した。その他、様々な機会を捉えてインドネシア政府への働きかけを行った。

その後、2013年4月に、経済産業大臣から改めて同様の働きかけを行うなどしたところ、2014年4月、KADIが課税見直しを開始したが、同年12月の最終決定においては、結局、日本側の主張はほとんど反映されない結果となった。

基準・認証制度

鉄鋼製品の強制規格

<措置の概要>

インドネシア政府は、2009年5月に熱延鋼板、2009年7月にアルミ亜鉛メッキ鋼板、2011年6月に冷延鋼板、2012年3月に形鋼等、2014年12月に棒鋼について強制規格制度を導入。また、ブリキ、水道管についても導入する旨のWTO通報がなされ、ステンレス冷延コイル・鋼板についても導入

が検討されている。

<国際ルール上の問題点>

TBT 協定第 2.2 条において、「強制規格は、正当な目的が達成できないことによって生じる危険性を考慮した上で、正当な目的の達成のために必要である以上に貿易制限的であってはならない」としている。インドネシア政府は、本制度の目的は、粗悪な鋼材の流入を防止し、消費者の安全性を確保するためと主張しているが、これらの政策目的は、鉄鋼製品のような中間財への規制では達成することができず、むしろ最終製品の安全規制により達成されるべきものであると考えられる。したがって、本制度は、政策目的に照らして過剰な規制である疑義があり、TBT 協定第 2.2 条に違反する可能性がある。

<最近の動き>

熱延鋼板については、2009年日尼 EPA 関連の諸協議及び 2010年の TBT 委員会と同委員会開催中の二国間会合を通じて WTO 協定整合性上の疑義等についての問題提起が行われた。その結果、インドネシア政府は、特定鉄鋼需要者 (自動車産業、電気・電子産業等)が自社の製品の素材とするために輸入する熱延鋼板は、工業省総局長令により本強制規格の適用除外とする旨の規程を設けた。また、冷延鋼板については、2010年以降の TBT委員会開催中の二国間会合や現地での協議を通じて、最終製品で消費者の安全を確保されている優良産業向け鋼材の適用除外を求めた結果、自動車、電機電子産業向けの冷延鋼板は適用除外とするに至った。なお、TBT 委員会においては、EU、韓国も同様に懸念を表明している。

ブリキについては、施行日は未定であるが、2012年、2013年に引き続き、2014年も累次のTBT委員会や2014年3月開催の日尼鉄鋼対話を通じて懸念を表明している。また、ステンレス冷延コイル・鋼板については依然として導入が検討されており、水道管についても2015年半ばに導入が予定されているところ、過剰な規制とならぬよう引き続き、両

国間で協議を行っていく予定である。

外国企業の参入障壁となる玩具規制 <措置の概要>

インドネシアは、2014 年 4 月 30 日に「インドネシ ア玩具規制」を施行した。

主な規制内容は、インドネシアへの輸入玩具に対して、①インドネシア国家規格(SNI)検査に合格した上、SNI 証使用製品証明書(SPPTSNI)を取得し、②該当製品に SNI 証又は SPPTSNI の添付を要求するものである。輸入玩具については、輸入業者が窓口となって SNI 検査を受けることとなっている。

SNI 検査では、インドネシアの国内事業者が製造する玩具が半年で5,000 個であるのに対して輸入玩具については、生産ロットが5000 個をはるかに上回るにもかかわらず、一度の船積みが5,000 個であるとの理由で、インドネシアの国内玩具は生産ロットごと、輸入玩具は船荷ごとに検査を受け、その認証を提出することが求められている。国内事業者は生産ロット毎に検査を受けることになるが、輸入事業者は、船荷毎に検査を受ける必要があるため、同一生産ロットであっても、異なる出荷日に船積みされる場合には、複数回の検査を実施する必要があり、検査に要するコストが多大となっている。

加えて、SNI 検査において検査される化学物質に関する規制項目は、EUの REACH やそれに類似した主要国での規制にないものがいくつか存在し、クリアすることが非常に困難な内容となっている。具体的には、フタル酸エステルについては国際的に定められている6種類の物質に加え、インドネシア独自に4種類の物質が規制対象として追加され、許容残存量が規定されている。また、アゾ色素については、その一部の種類が、汗に溶けた後、皮膚で発がん性が指摘される特定芳香族アミンに分解され人体に吸収されることによって害を及ぼす可能性があるとして、長時間皮膚に触れることが想定される衣服(子供服を含む)の繊維に対しては残存量を30mg/kg以下とすることが、インドネシア以外の主要国の規制として行われているが、インドネシア

においては、長時間皮膚に触れることが想定されない、ぬいぐるみや着せ替え人形の衣服に用いられる繊維についても規制対象とされ、より厳格に残存量をゼロとすることが要求されている。

なお、SNI 検査は、インドネシア国内の指定試験所、及び、インドネシアと二国間協定を結んだ海外試験所が実施している。

<国際ルール上の問題点>

輸入玩具に対する検査頻度が船荷毎であるのに対して、国内事業者の玩具に対する検査頻度は生産ロット毎と規定されている理由として、上記の通り、国内事業者が半年で生産する個数と輸入事業者の一回の船荷の個数が同程度であるからと説明されている。しかしながら、一般に同一生産ロットに複数回検査を行う意味がなく、当該説明は、生産ロットの小さい国内事業者が不利にならないように配慮したものであることを示しており、生産ロットが5000個以上である場合が多い輸入業者を、国内事業者よりも理由なく不利に扱っており、適合性評価手続きについて内外無差別を規定するTBT協定第5.1.1条に違反する可能性がある。

また、子どもの健康の保護という目的で化学物質に関して規制すること自体は正当であるが、長時間皮膚に触れる衣服(子供服を含む)に使用する繊維に適用される規制基準よりも厳格な規制基準を玩具に適用する必要性が説明されておらず、過度に厳格な規制内容となっている可能性があり、その場合不必要に貿易制限的な規制であるとしてTBT協定第2.2条に違反している可能性がある。

<最近の動き>

2014年3月及び6月のWTO・TBT委員会公式会合において、EU、米国とともに懸念を表明。引き続き、TBT委員会、二国間協議等の場で制度改善を促していく。

サービス貿易

外資規制等

*本件は、WTO協定をはじめとする国際ルール整合性の観点からは明確に問題があると言えない貿易・投資関連政策・措置であるが、以下の懸念点に鑑み、掲載することとした。

<措置の概要>

インドネシアでは、民間企業が参入できない分野、 条件付きで開放されている分野、外国企業による出 資制限比率を業種ごとにネガティブリストで定めて いる。ネガティブリストは、2010年ネガティブリスト (大統領規定 2010 年 36 号) が、2014 年 4 月に改 定された(大統領規定 2014年39号)。本改定により、 運輸分野では陸上貨物・旅客ターミナルの運営等の 参入禁止分野について49%までの外資出資が認め られ(ただし、運輸相からの推薦状の取得が要件)、 文化観光分野でも内資に限られていた映画宣伝設備 (広告、ポスター等) が ASEAN からの出資を条件 として51%までの出資が認められるなど、9の分野 で外資規制の緩和がなされた。一方で、エネルギー・ 鉱物資源の分野では、陸上での石油ガス採掘サー ビスや石油ガス設計・エンジニアリングサービス等 で、これまで95%の外資出資が認められていたもの が内資企業に限定されるなどの条件変更や、これま でネガティブリストに規定されておらず 100%出資が 可能だった分野の中で、商業分野での倉庫やディス トリビューター等のように、新たに制限が設けられる (上限 33%) 分野が増えるなど、外資制限の強化も 行われた。

その他、主な外資制限は以下のとおりである。

(電気通信)

新ネガティブリストにおいては、有線及び無線/衛星通信網事業について外資出資は65%までに引き上げられた一方で、通信サービス事業については、コンテンツサービス、コールセンター等電話付

加価値サービス、インターネットアクセスサービス事業、データ通信システムサービス、公共用電話回線インターネットサービス、インターネット相互連結サービス (NAP) その他マルチメディアサービスについて49%まで引き下げられた。また、通信サービスと統合した通信網の運営(移動体通信網事業と思われる)については上限65%としており、通信塔の供給・管理者(運営、レンタル)・建設サービスプロバイダーは引き続き内資100%と規定されていた。

なお、ローカルコンテンツ要求に関しては、2009年1月には2.3GHz 及び3.3GHzの無線周波数帯を利用している無線ブロードバンドサービスのために用いられる基地局に対して40%以上、端末に対して30%以上の国産化率を課すなどの動きがあり、WTO協定及び日本・インドネシア経済連携協定上の義務に抵触する可能性もあるため、注視が必要である。

(流涌)

新ネガティブリストにおいても引き続き、小売業は 内資 100%とされており、具体的には、スーパーマー ケットは 1,200 平方メートル未満、デパートは 2,000 平方メートル未満のものを小売業として内資 100% に限定されている。 さらに、大統領規定 2007 年 112 号により、商業施設の整備に関する規制が出さ れている。外資が参入できる大規模商業施設につい ても、立地、施設(駐車場・安全面)、営業時間な どについて規定されている。

(音響映像、広告等)

インドネシアは、外国の映画とビデオテープの配給会社の進出を禁止しており、すべての輸入、配給は100%インドネシア資本の企業に限られている。新ネガティブリストにおいても引き続き、映画製作、映画技術サービス、映画配給、上演、録音スタジオ等は、内資100%に限定されているが、2010年改定で従前内資100%とされていた撮影スタジオ、フィルム加工施設、吹き替え施設については、49%まで外資に開放され、2014年改定では映画官伝設

備制作サービス(広告、ポスター、写真、フィルム、バナー、パンフレット等)が ASEAN からの出資を 条件として 51%までの外資比率が認められた。

<懸念点>

上記の様々な外資規制は、インドネシアのサービス協定上の約束に反しないため、WTO協定違反となるものではないが、WTO及びサービス協定の精神に照らして、自由化に向けた取組が望まれる。

<最近の動き>

2007年8月20日に署名された日インドネシア EPA により、約束サービス範囲の拡大などが図られた。電気通信の分野では、専用線・情報及びデータベースのオンラインでの検索サービスなど5分野を新たに約束した(日本資本40%まで)。音響映像の分野では、映像及びビデオテープの制作及び配給のサービス、映画の映写サービスへの日本資本の参入(日本資本40%まで)を約束した。

また、前述のとおり、2013年4月、外資参入規制業種を規定するネガティブリストが4年ぶりに改定されたが、その内容は、11分野で新たな外資出資上限が定められるなど、国内産業の競争力強化も視野にいれたものとなっている。

我が国は、引き続き外資規制に関する法律改正の動向等を注視するとともに、二国間政策対話等やWTOサービス交渉やEPA交渉のフォローアップ会合等により、更なる外資規制の緩和を働きかけている。

知的財産

(1) 水際での侵害差止め措置

<措置の概要>

TRIPS協定第51条によれば、加盟国は、権利者が不正商標商品及び著作権侵害物品の輸入差止めを申立てることのできる手続を採用しなければならない。この点に関して、インドネシア関税法(法

律 2006 年第 17 号によって改正された、法律 1995 年第 10 号)第 54 条には、権利者からの申立てに基づき裁判所が税関に対して差止めを命じることができる旨が規定されており、これが TRIPS 協定第 51 条の規定に対応するものとなっている。しかしながら、実際の運用を行う上で必要となる細則が存在していないため、上記規定に基づく運用は機能しておらず、インドネシアでは水際での侵害品差止めが事実上不可能であるとの指摘がなされてきた。

<国際ルール上の問題点>

この問題について、2012年7月に「一時的差し止め命令に関するインドネシア共和国最高裁判所規則 2012年第4号」が公布・施行され、上記運用の実現に対して期待が寄せられたが、現在に至るまで差止めが実現した例は確認されておらず、また、実際に差止めを行うためには更に規則を整備する必要があるとの指摘もあることから、未だに実効的な運用は機能していないことが強く推認される。このような状況は、TRIPS協定第51条との整合性という観点から問題があると考えられ、インドネシアに対して事態の改善を促すとともに今後の動静を注視していく必要がある。

<最近の動き>

2013 年 12 月、我が国政府は、日本貿易振興機構 (JETRO) 及び国際知的財産保護フォーラム (IIPPF) とともに、インドネシア税関総局との会合を実施し、インドネシアにおける水際での侵害差止め措置について意見交換を行った。また 2014 年 10 月にはこの問題に関しインドネシア税関がワークショップを開催するなど進展の兆しも見られることから、この問題については、引き続きインドネシアの動静を注視し、改善を促していく予定である。

(2) 日インドネシア EPA の履行問題<措置の概要>

2008年7月1日に発効した日インドネシア EPA では、独立した製品としては取引の対象とされず、

流通をしない、物品の部分に係る意匠を、意匠法の保護対象とする「部分意匠」制度の導入(113条3項)、外国で周知の商標について、不正目的で同一又は類似の商標が出願された場合、当該出願を拒絶または取消す「外国周知商標」制度の導入(114条2項)、著作権等に関する電磁的な「権利管理情報」制度の導入(115条4項)、現在及び将来にわたる複数の事件に対する包括的な代理権の授与を可能とする「包括委任状」制度の導入(109条5項)、並びに税関における侵害品の差止め対象を輸入品のみならず輸出品にも拡大する「国境措置」の強化(119条)等、TRIPS協定の保護を上回る規定が置かれている。

<国際ルール上の問題点>

しかしながらインドネシアでは、権利管理情報制度の一部、外国周知商標制度及び部分意匠制度に

ついては、EPA 義務に対応した制度が存在すると 認められるものの、前項において列挙した多くの制 度は未だ導入されておらず、対応する EPA の規定 と整合性上の疑義を生じている。

<最近の動き>

インドネシアでは、関連法の改正法案が準備されているが、議会での審議が行われていない。この問題を解決するために、二国間における会合の場等において法改正促進の働き掛けを行っており、近年では、2012年2月及び2013年4月に開催された二国間会合の場において、特許庁長官から法改正促進の働き掛けを行った。引き続き、法改正の進展を注視するとともに、法改正促進の働き掛けを行っていく予定である。

3. マレーシア

内国民待遇

(1) 自動車に関する内国税の適用に関する問題及び AP 制度に基づく輸入制限問題

<措置の概要>

マレーシアでは、特定の国内メーカーが製造する自動車を国民車として指定し(現在はプロトン社、プロドア社、イノコム社、マレーシアトラック&バス(MTB)社の4社)、それ以外のメーカーがマレーシア内で製造する自動車との間で、物品税の賦課につき、差別的な取扱いがなされてきた。具体的には、物品税の適用税率につき、国民車に対しては50%から100%の減免がなされてきたことが報告されている(本措置は2001年度に行われたWTO貿易政策検討制度(TPRM)の対マレーシア審査におい

ても報告されている)。

2004年1月には、マレーシア政府は、完成車 (CBU) とノックダウン(現地組み立て) 車(CKD) の輸入税率及び物品税率に関する新政策を施行 し、新たに国内生産車以外にも物品税を賦課する こととした。これによると、乗用車の CBU の輸入 関税は、ASEAN 諸国に適用される共通効果特恵 関税 (CEPT) が 20~110%、非 ASEAN 諸国に 適用される MFN 関税が 0~100%引き下げられる こととなったものの、新たに物品税が30~100% 課されることとなった。また、乗用車の CKD は、 CEPT が $0 \sim 55\%$ 、MFN は $0 \sim 45\%$ 引き下げら れたものの(但し一部製品については引き上げ有り)、 物品税が $0 \sim 60\%$ 課されることとなった。その後、 2005年10月に発表された自動車政策並びに新関 税率及び新物品税率により、乗用車の CBU につい ては CEPT が一律 15%、MFN 関税が一律 30% に引き下げられ、物品税については、10~50%引 き下げられた (2.500cc 未満のバンと MPV につい

ては15~20%引き上げ)。

なお、マレーシア政府は、物品税制以外にもブミプトラ系企業を優遇する等の目的で非関税障壁を設けている。具体的には、輸入ライセンス(AP:Approved Permit と呼ばれる)が与えられる輸入業者については一定のマレー資本が入ったブミプトラ系企業とし、またマレーシア国内で自動車生産を行う企業による完成車輸入に対して、輸入許可制度を通じて事実上輸入車の台数規制を実施している模様である。

<国際ルール上の問題点>

物品税については、一部の国民車に対してのみ税の減免を適用しており、事実上、国産品である国民車を優遇している可能性が高く、GATT第3条2項の「内国税に関する内国民待遇」違反が問題となる。

また、仮に輸入許可制度を通じた輸入台数規制の実施が事実であれば、GATT第11条の「数量制限の一般的廃止」違反の可能性がある。

く最近の動き>

物品税については、2005年10月の税率変更により、差別的取扱いは解消されつつある模様であるが、明文化された措置ではないため、引き続き注視が必要である。

マレーシアでは、中古車を含む、全ての自動車は輸入許可証(AP)なしに輸入することはできず、このAPは、各国に輸入上限が割り当てられており、自由貿易の阻害要因となっていたが、WTOによる貿易自由化の要求に沿って、2010年12月31日までに段階的に廃止される予定であった。しかし、2009年10月の新政策では、フランチャイズAP(特定メーカーの新車に限り輸入を許可)を2020年末日までに段階的に終了、オープンAP(車種、仕入先など制限がない輸入許可証)は2015年末日までに終了するとし、APの完全廃止は当初の目標に比べて5年から10年先送りされた。新政策では、NAP(国家自動車政策)の見直しを行い、市場の

自由化と「人が第一」のコンセプトを反映し、健全な競争による国内自動車産業の発展及び消費者の安全と環境保護に資するものとしている。 なお、2014年1月にNAPの見直しが行われたが、APについては影響の詳細な調査を継続すると記載されているのみであり、運用の変化等は確認できない。我が国としては、マレーシアの自動車政策がWTO協定に整合的に運用されるよう、引き続きマレーシア政府に求めていくことが必要である。

(2) 国産自動車部品の物品税免除制度 <措置の概要>

マレーシア政府は、2006年3月にマレーシア工 業開発庁(MIDA) が発表した「第9次5か年計 画」、「国家自動車政策 (NAP)」の下、産業連携 プログラム (Industrial Linkage Program (ILP)) という物品税の割戻し制度を導入した。同制度は、 完成車に占める国内調達部品等の国内付加価値の 割合に応じて、物品税が割り戻しされる仕組みとなっ ており、国内付加価値*の最低比率要件(2.500cc 以下の自動車の場合は30%以上、2,500cc以上の 場合は10~20%) をおき、国産自動車部品を一 定の要件を満たしたサプライヤーから調達している ことを条件としていた。なお、エコカー(Energy Efficient Vehicle (EEV)) プログラムに焦点をおい た 2014 年 1 月の NAP の見直しにより、物品税の 割戻し制度も改定され、具体的には、①国内付加 価値に関する最低比率要件は削除され、② EEV は、産業調整基金係数 (Industrial Adjust Fund Multiplier) によって国内付加価値比率が上乗せし て算出される(なお、EEV に使用されるハイブリッ ド機関システムなどの重要部品が国産である場合、 上記係数の値が高くなる)こととなり、物品税割戻 しによる減税効果を特に享受しうることとなった。 *国内付加価值:「国内付加価值=工場出荷額-輸入原材料価値(=現地調達材料+人件費+直接 経費+利益)」となっており、輸入原材料のうち、 ASEAN 産業協力(AICO)スキームを通じた輸入は、 その20%が国内付加価値としてみなされる。

<国際ルール上の問題点>

当該還付制度における条件である国内付加価値 (ローカルコンテント)の割合については、相対的に、 国産車については基準を満たすことが容易であり、 輸入車については困難であると考えられるため、内 国税の賦課において輸入品を不利に扱うものである ことから、GATT 第3条2項に違反する可能性が ある。また、当該国内付加価値基準を達成するため、 同種の輸入自動車部品が実質的に不利に扱われる ことになることから、GATT 第3条4項にも違反す る可能性がある。

その他、貿易関連投資措置としてのローカルコンテントを禁止するTRIMs協定及び国内産品優先使用補助金を禁止する補助金協定にもそれぞれ違反する可能性がある。

<最近の動き>

ILP 導入以降、本制度を活用した場合としなかった場合とで小売価格に差が出てきている模様であり、今後、機会を捉えて国際ルールに整合するよう是正を求めていく必要がある。

数量制限

(1) 丸太の輸出規制等

<措置の概要>

マレーシア半島部では、自国における木材の加工度を高めることを目的として、1985年から指定された27樹種及び直径12インチ以上のすべての樹種について輸出を禁止している。サバ州では、1996年11月から輸出の数量規制を行っており、2015年は年間15万立方メートルを上限としている。サラワク州では、1999年から丸太生産量の一定割合を州内加工用とし(2015年は60%)、残りを輸出用とする輸出規制が実施されている。また、樹種に対する規制として1980年からラミン丸太を、1993年からホロー・アラン・バトゥ丸太をそれぞれ輸出禁止し

ている。

<国際ルール上の問題点>

これらの輸出禁止・数量規制は、GATT 第11 条に違反する可能性がある。

く最近の動き>

上記措置については、マルチ、バイなどの場を通 じて、今後是正をはたらきかけていく。

(2) 鋼板の輸入免税枠制度

<措置の概要>

マレーシアでは、電気亜鉛めっき(EG) 鋼板をは じめとする鉄鋼製品には総じて50%の高い関税が 課される。他方、マレーシア国際貿易産業省(MITI) 及びマレーシア工業開発庁(MIDA)は、国内調達 が不可能な鋼板については、輸入者に一年間の期 限を付した免税枠を付与する制度を設け、便宜を 図ってきた。しかし、免税枠付与の手続や基準が 不透明であることに加え、鋼板調達の国内代替を 進めたい当局の意向もあり、免税数量制限が付さ れるケースが増加した。また、輸入免税枠取得に 要する時間も延び、中には半年程度もかかるケース も見られる。

<国際ルール上の問題点>

免税枠取得のための要件である「国内調達可能性」については、MIDAが国内の生産会社に調達の可否について照会をかけて判断する運用になっているため、国内鉄鋼メーカーの主張のみに基づき恣意的な運用になるおそれがある。これは、ユーザーの要求を満たす製品が国内で生産されていない場合に免税が認められるとした日マレーシア EPA・NOTE13の規定や、輸入許可手続関連規則の公平・公正な運用を義務づけるライセンス協定第1条項に違反する可能性がある。また、輸入枠の申請から取得まで半年程度かかる運用は、申請の処理については30日以内とすることを規定したライセンス協定第3条5項(f)に違反する可能性もある。

<最近の動き>

日マレーシア EPA・Notel3 実施の観点から、本 免税枠制度の運用について、2014 年 10 月に政府 間協議及び官民協議を実施し、①国内調達可否の 判断に当たってユーザーの意見が然るべく考慮され ること、②申請した免税枠が認められない場合に は書面で理由が開示されること、③申請に必要な 書類が書面で明らかにされること、④申請完了から 4 週間以内に免税枠が付与されるよう努めること等 について両国間で共通認識を得るに至った。これを 受けて、2014 年 11 月に行われた官民ワークショッ プでは、マレーシア側より、申請に必要とされる資 料の内容及び様式、免税枠計算方法等について初 めて説明があり、一定の運用の明確化が行われた。 今後とも、政府間協議や官民協議の開催を通じて、 更なる運用の改善を図ることが必要である。

関 税

鋼板の関税引き上げ措置等

*本件は、WTO協定をはじめとする国際ルール整合性の観点からは明確に問題があると言えない 貿易・投資関連政策・措置であるが、以下の懸 念点に鑑み、掲載することとした。

<措置の概要>

マレーシアにおける現行の非農産品の譲許率及び 単純平均譲許税率は、それぞれ 81.9%及び 14.9% であり、2012 年の平均実行税率は 5.8%であった。

マレーシアは、2002年3月、熱延鋼板や冷延鋼板など鉄鋼製品199品目の輸入関税について、従来の $0\sim25\%$ を最大50%に引き上げる措置を行った。また、2009年6月、国際貿易産業省(MITI)により鉄鋼産業政策の見直しが発表され、棒鋼の関税は2009年8月1日に10%へ、2010年1月1日に5%へ、鋼板の関税は2009年8月1日に50%から25%へ、2018年1月1日までに0%~10%へ、それぞれ引き下げられることとなった(鉄鋼産業政

策の見直しについては数量制限を参照)。

<懸念点>

本措置は、当該品目が非譲許品目であることから、WTOルールに違反するものではないが、2002年3月における引き上げ幅は大きく、貿易への悪影響が懸念された。このような大幅な関税引き上げは、事業者の予見可能性を著しく損ない、円滑な事業活動に支障をきたすおそれが高いことから、WTO加盟国は、このような非譲許品目を可能な限り譲許すべきである。2009年8月以降は、順次引き下げられる予定になっているところ、スケジュールどおりに引き下げられるか、注視していく必要がある。

<最近の動き>

2002 年 3 月に関税引き上げ措置がとられたことを受けて、我が国は、累次にわたって当該措置の撤回を申し入れてきたところ、2006 年 7 月に日マレーシア EPA が発効したことにより、我が国からマレーシアへ輸出する鉄鋼製品のうち、一部の熱延鋼板を除き、実行税率を 10 年以内に無税とすることが約束された。

他方、鉄鋼産業政策の見直しに伴い、2009年8 月以降、新しい免税制度(MIDAスキーム)が運用されるようになった。旧免税制度では、特定の7セクター向けの輸入については国内製造の可否にかかわらず免税の対象だったが、MIDAスキームでは特定用途別の免税制度が廃止され、国内製造が出来ないものに限定されている。しかもその判断基準が明文化されておらず、マレーシア政府が現地企業の意見を聞いて判断しているため、不透明な運用となっている。一方、日マレーシア EPA で約束されている鉄鋼用途免税制度(Note13スキーム)では、免税対象の基準が明確になっており、Note13スキームの早期運用に向けてマレーシア政府と協議を進めている(詳細については数量制限を参照)。

なお、ドーハ開発アジェンダにおける非農産品市 場アクセス交渉において、関税の削減・撤廃を含 む市場アクセスの改善について交渉が行われている (最新の状況については資料編を参照)。また、ドーハ・ラウンド交渉の枠外で、IT製品の関税撤廃対象品目の拡大を目指して、2012年5月からITA拡大交渉が行われている(詳細は、第II部第5章2.(2)ITA(情報技術協定)拡大交渉を参照)。

基準・認証制度

鉄鋼製品の強制規格

<措置の概要>

マレーシア政府は、2008年11月より鉄鋼製品57品種について強制規格を導入した。また、2009年8月1日より対象を627品目にまで拡大したが、同月13日には暫定的に2ヵ月間中止することとし、2009年10月13日より対象品目を187品目に削減するとともに自動車、電機電子産業向け等の各種除外措置が導入されていた。その後、2013年1月に、同年8月からHSコードベースで141品目について適合性評価手続が強化されることが公表された(現在は約170品目が対象)。新制度の下では、マレーシア標準工業研究所(SIRIM)又は海外検査機関による年1回の工場監査により製品認証を受けるか、出荷毎にSIRIM又は海外検査機関のサンプル検査を受ける必要がある。

<国際ルール上の問題>

マレーシア政府は、本適合性評価手続の政策目的を消費者の健康と安全の確保と説明している。しかしながら、これらの政策目的は、鉄鋼製品のような中間財への規制では達成することができず、むしろ最終製品の安全規制により達成されるべきものであると考えられる。したがって、本制度は、政策目的に照らして過剰な規制である疑義があり、TBT協定第5.1.2条に違反する可能性がある。さらに、TBT協定第5.6.2条において、「適合性評価手続案の技術的内容が関連する国際規格の技術的内容に適合していない場合において、当該適合性評価手続案が他の加盟国の貿易に著しい影響を及ぼす

おそれがあるときは、」「当該適合性評価手続案の 目的及び必要性に関する簡潔な記述と共に事務局を 通じて他の加盟国に通報する」としているが、現時 点までマレーシアは通報した事実がなく、この通報 義務にも反している可能性がある。

<最近の動き>

2013 年 8 月から強化された適合性評価手続については、2013 年 2 月に日馬 EPA 関連の協議を通じてWTO協定整合性上の疑義等について問題提起を行い、同年 3 月以降のTBT 委員会の二国間会合においても懸念を表明している。引き続き、両国間で協議を行っていく予定である。

サービス貿易

外資規制等

*本件は、WTO協定をはじめとする国際ルール整合性の観点からは明確に問題があると言えない 貿易・投資関連政策・措置であるが、以下の懸 念点に鑑み、掲載することとした。

<措置の概要>

国家権益に関わる事業、すなわち水、エネルギー・電力供給、放送、防衛、保安等に関しては、政府は外資参入を30%までに制限している。その他の民間企業に対する外国資本出資比率は、所轄官庁のライセンスや許認可に課された出資条件による。

ライセンスを必要としない販売・サービス業の出資比率は、従来、外国投資委員会 (FIC) のガイドラインにより、ブミプトラ資本最低 30%の保有が求められていた。しかしながら、経済成長の牽引役としてのサービス産業の活性化、成長を重要視しており、外資の誘致にも貢献するとして、2009 年 4月22日マレーシア政府は、サービス産業の自由化を発表し、サービス産業27分野でこれまでの最低30%のブミプトラ資本の保有を求める規制を即時撤廃し、外資100%が認められるようになった(<最

2009年6月30日には、FICの「マレーシア・外国資本による株式・資産の買収、合併・吸収に関するガイドライン(改正)2008年1月1日発行)」が撤廃され、FICは解散した。但し、既存会社について、他の所轄機関より発行されるライセンスや認可により既に課されている資本条件は、引き続き有効であるとした。

マレーシアにおける主な外資制限は以下のとおりである。

(金融)

2009年4月27日に、マレーシア首相が発表した金融セクターの自由化により、①ライセンスの新規発行、②外資出資制限の緩和、③運営営業の緩和に係る規制について緩和が図られた。概要は以下の通り。

- ○2010年6月にマレーシア中央銀行は、新たに5 つの外国銀行に商業銀行免許(フルバンク・ライセンス)を発給する旨発表。邦銀ではみずほコーポレート銀行、三井住友銀行の2行に対して免許の発給が決定された。
- ○投資銀行やイスラム銀行、保険会社やタカフル保 険運営者に対する外国資本の出資制限を、これ までの49%から70%に緩和した(ただし、国内 の商業銀行に関する外資の制限は30%のまま据 え置き(単独の出資上限も20%に据え置き))。
- 2010 年から現地法人化している外資系の商業銀行が本格的な支店を 4 ヵ所設置すること、および小規模金融を行う支店を 10 ヵ所設置することを認める。

2013年5月、金融機関の健全性及び金融システムの安定確保のため、法的な規制枠組みを構築・強化することを目的とした「2013年金融サービス法」が施行された。これにより、マレーシア中央銀行が管轄する4本の法令(1989年銀行・金融機関法、1996年保険法、2003年決済システム法、1953年為替管理法)が廃止され、金融サービス法に一本

化された(イスラム金融方式の銀行、保険などを規制する法令は、イスラム金融サービス法に一本化)。

改正のポイントとしては、銀行の業務範囲の制限、 金融機関の健全性基準、金融機関の役員等の適格 性要件、金融機関の株主の適格性基準、金融持株 会社規制の導入、外国為替取引規制の一部緩和等 があり、これにより多くの業態において参入規制が 厳格化されることとなった(例えば、以前は銀行、 投資銀行、保険会社については、中央銀行の承認 事項であったが、改正により財務大臣の認可が必要 となる。)。

(電気通信)

2011年10月、マレーシア首相は、2012年度予 算案の議会演説において、電気通信分野を含むサー ビスセクター17分野で自由化を実施すると発表し た。これを受け、2012年1月より、9分野が自由 化され、電気通信分野については、アプリケーショ ン・サービス事業者免許(音声サービス、データサー ビス等の特定の機能を提供するための免許)につい ては外資 100%まで認められた。2012 年 11 月 16 日 には、サービスセクター17分野のうち、更に6分 野の自由化について発表が行われ、電気通信分野 については、ネットワーク設備事業者免許(衛星基 地局、光ファイバケーブル等の設備等を所有するた めの免許) 及びネットワーク・サービス事業者免許 (本的な接続及び帯域を提供するための免許) につ いて外資70%までの出資が認められている。一方で、 電気通信分野について、30%のブミプトラ資本参加 を含む免許条件の付与対象であるとされている。

(流通)

国内取引・協同組合・消費者省 (MDTCC) は 2010年5月12日、「流通取引サービスにおける外資参入に関するガイドライン」の改定を発表した(同年1月6日にさかのぼって発効)。新ガイドラインでは、ハイパーマーケット(5,000平方メートル以上の販売床面積があるセルフサービスの販売店)及びスーパーストア(3,000平方メートル以上、4,999平

方メートル以下の販売床面積があるセルフサービスの販売店)を除いて30%のブミプトラ資本条件が削除され、外資100%が可能になった点で大きな改善といえる。一方で、コンビニエンスストアなどは、引き続き外資参入禁止業種とされている。(下記に流通分野における外資参入禁止業種の一覧を記載。)なお、外資の資本参加、買収、合併などは、MDTCCが管轄官庁となり同省からの認可を必要とする。また、旧ガイドラインでは最低資本金は100万リンギと定めており、金額の変更はないが、新ガイドラインでは資本金は普通株のことと明記された。

流通分野における外資参入禁止業種

- ○スーパーマーケット / ミニマーケット (販売フロア 面積が 3,000 平方メートル未満)
- ○食料品店/一般販売店
- ○コンビニエンスストア
- ○新聞販売店、雑貨品の販売店
- ○薬局(伝統的なハーブや漢方薬を取り扱う薬局)
- ○ガソリンスタンド
- ○常設の市場(ウェットマーケット) や歩道店舗
- ○国家戦略的利益に関与する事業
- ○布地屋、レストラン(高級店でない)、ビストロ、 宝石店など

新ガイドラインでは、ブミプトラに考慮した項目も みられる。例えば、「業界へのブミプトラ参加支援 に関する方針と計画を各社が明確にしなければなら ない」との記述がみられるほか、資本規制は撤廃 するがブミプトラ取締役を任命するという条件など が継続している。(ハイパーマーケットや専門店など、 業種によって営業時間や禁止項目などの条件が異な る。)

<懸念点>

上記の様々な外資規制は、マレーシアのサービス 協定上の約束に反しないためWTO協定違反となる ものではないが、WTO及びサービス協定の精神に 照らして、自由化に向けた取組が望まれる。

く最近の動き>

サービス産業 27 分野での外資制限の撤廃等の 一連のマレーシアの規制緩和については、保護主 義的な動きに対抗するものとして高く評価されるも のである。他方で、コンビニエンスストア等、上記 の外資参入禁止業種においては、日本企業は依然 として現地企業との合弁という形でも参入すること ができない。

マレーシア首相が 2011 年 10 月に行った 2012 年 度予算案の議会演説において、17分野のサービス 分野サブセクターの外資規制緩和を2012年から段 階的に行うと発表した。その後、2012年1月には、 9つのサブセクター (①会計・税務サービス、②クー リエ・サービス、③デパート・専門店サービス、④ 焼却サービス、⑤私立病院サービス、⑥技能訓練 サービス、⑦通信サービス、⑧技能・職業訓練サー ビス、⑨技能・職業訓練サービス (特別支援を必要 とする生徒向け))が自由化され、外資が100%ま で認められ、外国人の専門家の入国も認められた。 2012年11月16日には、さらに6つのサブセクター の外資規制緩和の予定が発表された。6つのサブ セクターのうち、①法務サービスに関しては、入国 審査等の基準を満たせば、外国人弁護士・外国弁 護士事務所の進出や国際的なパートナーシップが認 められる予定となっている。②専門医サービス、③ 歯科専門医サービス、④インターナショナル・スクー ル・サービス及び⑤私立大学サービスに関しては、 外資 100%まで認められる予定となっている。⑥電 気通信サービス (ネットワーク設備事業者免許及び ネットワーク・サービス事業者免許)に関しては、 上述の通り、外資70%まで認められる予定である。 17分野のうち、残る2分野のサブセクター(建築及 びエンジニアリングサービス) 及び外資規制緩和が 検討されている新規サブセクター(建築積算士)に 関しては、関連法の改正が承認され次第発表され る見込みとなっている。我が国は、外資規制に関す る法律改正の動向・実施状況等を注視するとともに、

引き続き二国間政策対話等やWTOサービス交渉やEPA交渉のフォローアップ会合等により、更なる外資規制の緩和を働きかけている。

○ブミプトラ資本規制が撤廃されたサービス産業 27 分野 (2009 年 4 月 22 日発表)

○電子計算機及び関連のサービス

- 1. ハードウエア設置に関連する相談サービス (CPC841)
- 2. ソフトウェア実行サービス (システムとソフトウェアのコンサルサービス、システム分析、システムデザイン、プログラミング、システムメンテナンスサービス) (CPC842)
- 3. データ処理サービス (インプットプリパレーションサービス、データ処理および集計、時分割サービス、その他データ 処理サービス) (CPC843)
- 4. データベース・サービス (CPC844)
- 5. メンテナンス・修理サービス (CPC845)
- 6. その他サービス (データ準備、訓練、データ復旧、クリエイティブコンテンツ開発) (CPC849)

○健康・社会事業にかかわるサービス

- 7. 獣医師サービス (CPC9320)
- 8. 養護施設による老人および身障者対象の社会福祉サービス (CPC93311)
- 9. 施設による子どもを対象とした社会福祉サービス (CPC93312)
- 10. 子どものデイケアサービス (CPC93321)
- 11. 身体障害者を対象とする職業リハビリテーションサービス(CPC93324)

○観光サービス

- 12. テーマパーク (CPC96194)
- 13. 会議および展示会場センター(収容人数 5,000 人以上)(CPC87909)
- 14. 旅行会社およびツアー運行サービス (国内旅行のみ) (CPC7471)
- 15. ホテルおよびレストランサービス (4 つ星、5 つ星ホテルのみ) (CPC64110、CPC64199)
- 16. 食物の給仕サービス (4つ星、5つ星ホテルのみ) (CPC642)
- 17. 敷地内での消費を目的とした飲料提供サービス (4 つ星、5 つ星ホテルのみ) (CPC643)

○道路運送サービス

- 18. 貨物運送サービス(自家用運送、自社の製品を運送する目的のもの)(CPC7123)
- ○スポーツとその他レクリエーションに関するサービス
- 19. スポーツに関するサービス (スポーツイベントプロモーションと組織サービス) (CPC9641)
- ○ビジネスサービス
- 20. 地域流通センター (CPCP87909)
- 21. 国際調達センター (CPC87909)
- 22. 技術検査および分析サービス (CPC8676)
- 23. 経営コンサルサービス [一般、金融(ビジネス税制を除く)、マーケティング、人的資源、生産、PRサービス](CPC8650)

○運転者を伴わない賃貸サービス

- 24. 船舶関連(カボタージュ、オフショア貿易を除く)(CPC83103)
- 25. 国際配送を目的とした乗組員を伴わない貨物船賃貸(裸用船)(CPC83103)

○内陸水路における運送

- 26. 海上エージェントサービス (CPCP7454)
- 27. 船の引き上げおよび離礁 (CPC7454)

知的財産

著作権侵害 DVD の流通問題

*本件は、WTO協定をはじめとする国際ルール整合性の観点からは明確に問題があると言えない

貿易・投資関連政策・措置であるが、以下の懸 念点に鑑み、掲載することとした。

<措置の概要>

マレーシアの「2010 年取引表示(オプティカルディ スクラベル) 命令」では、コンテンツが収録され、 取引または事業の過程で提供されあるいは提供の 申し出が行われる全てのオプティカルディスクには、 オプティカルディスクラベル(以下、ODL)を貼付し なければならないと定められている。

ODLは、マレーシア政府が発行し、申請者に販売される。マレーシア政府は、申請内容を審査し、申請者がコンテンツの権利所有者又は権利所有者から使用許諾を受けた者であることを検証し、許可を行う。しかしながら、店頭およびインターネットで多数販売されている我が国企業の著作権を侵害する DVD にも正規の ODL が貼付されており、マレーシア以外の国にまで流通している。

<懸念点>

ODL 命令自体は、マレーシアにおける著作権の保護及び侵害の抑止を目的として導入された制度であり、その点では TRIPS 協定等の国際ルールの趣旨に沿ったものである。しかしながら、申請者が権利所有者又は権利所有者から使用許諾を受けた者であることの検証が不十分であることから、制度の実効性が確保されていない。むしろ、著作権を侵害する DVD に対して、それがあたかもマレーシア政府公認の正規版であるかのような外観を付与することとなっており、マレーシア政府自身が著作権

侵害品の蔓延を助長する結果となってしまっている。 TRIPS協定第9条において引用されるベルヌ条約 の第16条においては、加盟国は著作権侵害品の 摘発を可能とすべきことが規定されているが、ODL に関する上記のような状況はこの規定の実効性を減 退せしめるものと言え、改善が望まれる。

く最近の動き>

2011年7月8日、政府模倣品・海賊版対策窓口に対し、知的財産権の海外侵害状況調査制度に基づく我が国産業界からの申立てが行われたことを受け、同年8月4日、我が国政府は、被害状況及びマレーシアの制度について調査を実施することを決定した。調査の結果、我が国の多数の企業が被害を受けていること、及び、ODL命令の運用に関して上記問題点が存在することが明らかとなったため、2012年2月17日、マレーシア政府に対して早期改善を要請していくことを決定し、同年4月、6月、2013年6月、2014年2月の4回にわたりマレーシア側との政府間協議を行い、今後の対応を検討しているところである。本件については、引き続き改善を要請し、マレーシア側の対応を注視していく必要がある。

4. フィリピン

数量制限

未加工鉱石に対する輸出制限

<措置の概要>

2014年7月に下院へ、同年8月に上院へ提出された鉱業法改正法案は、未加工鉱石の国内製錬義務や未加工鉱石の輸出禁止等を課す内容となっている。現時点において、当該法案は成立していないものの、仮に当該法案が成立した場合には、日本

企業が参画をしている鉱山の安定操業や日本の国 内製錬所への安定供給に悪影響を及ぼす可能性が ある。なお、本措置は、インドネシア新鉱業法と同 内容の措置であり、協定整合性に疑念のある鉱石 の輸出制限が拡散しつつあることが懸念される。

<国際ルール上の問題点>

フィリピン議会へ提出された鉱業法改正案は、未加工鉱石の輸出禁止をその内容に含むことから、数量制限の一般的禁止を規定する GATT 第11条1項に抵触する可能性がある。

<最近の動き>

鉱業法改正法案の議会への提出後、我が国は政府関係者等に対して法案提出の背景や成立見通し等について聴取するとともに我が国の懸念を説明。引き続き、フィリピン議会の動向を注視しつつ、二国間協議等の場で国際ルールに則った対応を促していく。

関 税

関税構造

*本件は、WTO協定をはじめとする国際ルール整合性の観点からは明確に問題があると言えない 貿易・投資関連政策・措置であるが、以下の懸 念点に鑑み、掲載することとした。

<措置の概要>

現行の譲許税率は、繊維製品(最高50%)、電気機器(最高50%)等、譲許税率の高い品目が見受けられ、非農産品の単純平均譲許税率は23.4%と高水準である。また、非農産品の譲許率は低く61.9%にとどまっており、非譲許品目としては自動車、時計等がある。

フィリピンは 1980 年から関税構造の改革を進め、一部の農水産品を除く実行税率を 2004 年までに 5%に統一することを明らかにしていた。しかし、フィリピン政府は 2003 年、関税率の見直しを実施することを決定し、1,000 品目以上の実行税率が引き上げられ、自動車(最高 30%)、電気機器(最高 30%)、一部の繊維製品(最高 30%)等の高関税品目が存在する。なお、2012 年の非農産品の単純平均実行税率は 5.7%であった。

<懸念点>

高関税そのものは譲許税率を超えない限りWTO協定上問題はないが、自由貿易を促進し、経済の効率性を高めるという観点からは、上記のようなタリフピーク(第II部第5章1.(1)③参照)を解消し、

関税はできるだけ引き下げることが望ましい。

また、譲許率が低いことや実行税率が譲許税率を下回って乖離していることは、WTO協定上問題はないが、当局による恣意的な実行税率操作を可能とするため、予見可能性を高める観点から、非譲許品目が譲許されること、また、譲許税率が引き下げられることが望ましい。

<最近の動き>

ドーハ開発アジェンダにおける非農産品市場アクセス交渉において、関税の削減・撤廃を含む市場アクセスの改善について交渉が行われている(最新の状況については資料編を参照)。また、ドーハ・ラウンド交渉の枠外で、IT製品の関税撤廃対象品目の拡大を目指して、2012年5月からITA拡大交渉が行われている(詳細は、第II部第5章2.(2)ITA(情報技術協定)拡大交渉を参照)。

なお、2008年12月に日フィリピン EPA が発効 したことにより、我が国から輸出するほとんどすべ ての自動車、すべての自動車部品、電気電子製品 及び同部品、一部の鉄鋼製品等の関税が段階的に 撤廃されるなど、市場アクセスの改善が図られた。

サービス貿易

外資規制等

*本件は、WTO協定をはじめとする国際ルール整合性の観点からは明確に問題があると言えない 貿易・投資関連政策・措置であるが、以下の懸 念点に鑑み、掲載することとした。

く措置の概要>

フィリピンにおける投資規制は、原則承認、例外 規制の方針となっており、外国投資が規制されてい る分野は、外国投資法 (RA8179) により定められ た外国投資ネガティブリストとして定期的に改訂され ている。

2012年11月に発効した「第9次外国投資ネガティ

第 I 部 各国・地域別政策・措置

ブリスト (Executive Order No.98) の変更部分は、 外資参入を禁止する免許制の専門性を帯びた業務 として、新たに不動産関連サービス (Real estate service)、呼吸器疾患に関する治療 (Respiratory therapy)、心理療法 (Psychology) が追加された こと、新たに外資比率 49%まで認められる業種とし て金融貸付会社が追加されたことである。外資参入 禁止分野の主なものとして、払込資本金が250万米 ドル未満の小売業が引き続き規定されている。また、 ラジオ放送局の運営は外資比率20%まで、広告業 は外資比率30%までなどの制限についても変更はな い。広告業においては、管理職以上はフィリピン国 籍であることが求められる。なお、外資100%所有 での法人設立には資本金が250万米ドル以上必要 で、それ以下の出資額では所有権は40%に制限さ れる。また仮に100%外資で法人を設立したとして も、現行では事業に必要な土地の所有は40%まで しか認められていない。

その他、主な外資制限は以下のとおりである。

<懸念点>

上記の様々な外資規制は、フィリピンのサービス協定上の約束に反しない限りWTO協定違反となるものではないが、WTO及びサービス協定の精神に照らして、自由化に向けた取組が望まれる。

<最近の動き>

日比 EPA 締結後に、商船企業によるフィリピン 人技術者育成学校の開校の動きや、IT分野でのコー ルセンター事業への参入等、我が国サービス業の進 出が見られる。

我が国は、引き続き外資規制強化に関する法律 改正の動向等を注視するとともに、二国間政策対話 等やWTOサービス交渉やEPA交渉のフォローアッ プ会合等により、これら外資規制の緩和を働きかけ ているところである。

分野	規制の概要
金融	R間の概奏
① 銀行	・銀行分野の外資規制は、従来、以下の2つの法律等により定められ、外国銀行による国内銀行への出資比率は60%に制限されていたほか、支店を開設可能な外国銀行の数に上限が設定され、フィリピンに未進出の外国銀行が新たに支店を開設することは不可能となっていた。 (a) 外国銀行自由化法 (Act Liberalizing the Entry and Scope of Operations of Foreign Banks in the Philippines) (1994年5月成立) (b) 2000年一般銀行法 (General Banking Law of 2000) (2000年5月成立) ・しかし、2014年7月に外国銀行の国内市場参入認可に関する法律 (Act Allowing the Full Entry of Foreign Banks in the Philippines 共和国法第10641号) が成立した。これにより、フィリピン中央銀行の認可を条件として、以下の3つの形態による外銀の新規参入が認められることとなった。 (a) 国内銀行の買収 (外銀による100の出資。60%の出資比率上限の撤廃。) (b) 新規現地法人の設立 (c) 支店の開設 (支店を開設可能な外国銀行数の上限撤廃) ・外貨流動性規制として、外貨建て負債 (預金等)の残高の30%を特定の流動性 (中央銀行から供給される短期資金やインターバンクローン等) によりカバーすることが義務付けられている。
② 保険	 ・2001年12月に発出されたDepartment Order No.31-01 (その後2006年のDepartment Order No.19-06及びNo.27-06で一部改正) では、外資による出資比率に応じた最低資本金を課していたが、2012年6月の省令により、外資による出資比率に拠らず一律となった(2013年に法制化)。 ・再保険取引に関しては自動車保険の海外出再の禁止などが課せられている。
電気通信	公益事業がフィリピン資本企業(資本の60%以上をフィリピン人が有している企業)にし
电水畑信	か認められていないため、通信分野への外資参入も 40% 未満に制限されている。ただし、 2009 年1月にはフィリピン司法省(DOJ)は、付加価値サービスは規制のサービスには該当しない場合もあり、その際は 100% 外資の参入も可能であるとの見解を示している(2009 年1月12日 Secretary's Opinion No.2)。
建設	外資による出資規制は、外国投資法によるネガティブリストに掲載されているものを除いて認められており、建設業(工事会社)については、同リストに掲載されていないため、100%外資の参入が認められる可能性がある。しかし、実際に建設業を行うためには、Constructors License Law (CLL法)で、貿易産業省 (Department of Trade and Industry)管轄の、建設業を統括している建設産業庁 (Construction Industry Authority of the Philippines)の下部組織であるフィリピン建設業許可委員会 (Philippine Contractors Accreditation Board)から建設許可証を入手しなければならず、CLL法の施行細則にて外資比率が40%以下の企業については、国内企業と同等の通常許可(Regular License)が与えられるが、40%を超える企業については、個別事業ごとに許可され、当該事業に限ってのみ有効な許可が与えられる。昨今、こうした規定の見直しが行われており、2013年1月23日に開催されたフィリピン建設業許可委員会 (PCAB)公聴会では外資規制の改正提案が行われた。しかし、その内容は、外資100%による建設業の通常許可の取得が可能としながらも、10億ペソの資本金及び100億ペソ以上の工事契約を要する等、非現実的な条件設定である上、資本金900万ペソ未満の企業については、従来、外資比率40%以下の企業であれば通常許可を取得できたところ、改正案ではフィリピン資本100%が必要となり外資を認めない等、実質的には海外建設会社の本格的な参入を阻害する改正内容となっている。このように100%外資による建設会社の設立は可能であるが、実際に業として参入することは困難と考えられている。

5. ミャンマー

サービス貿易

外資規制等

*本件は、WTO 協定をはじめとする国際ルール整合性の観点からは明確に問題があると言えない 貿易・投資関連政策・措置であるが、以下の懸 念点に鑑み、掲載することとした。

<措置の概要>

外国からミャンマー国内への投資を行う際の基本 法である外国投資法(1988年11月制定)の改正 案が2012年11月2日に成立した。

ミャンマー政府は、改正法案の成立後 90 日以内 に詳細な事項を定めた施行細則を定めることとして いたところ、2013 年 1 月 31 日にミャンマー投資委 員会 (MIC) 通達 No.1/2013 及び国家計画・経済 開発省 (MNPED) 通達 No.11/2013 が公表された。

ミャンマー投資委員会(MIC) 通達 No.1/2013 は、防衛関連や環境破壊につながるビジネスなど外国企業には投資が認められない 21 分野、大規模鉱物開発や輸送インフラ開発など外国企業とミャンマー企業との合弁によってのみ認められる 42 分野、所管省の意見書や連邦政府の承認などが必要な 115 分野、畜産業など特定の条件下でのみ参入可能な 27 分野、大規模な製造業や石油・天然ガス開発など環境アセスメントが認可の条件となる 34 分野が列挙されている。国家計画・経済開発省 (MNPED) 通達 No.11/2013 は、外国投資の形態、申請・許可手続きなどを規定している。

これらの通達は、ミャンマー語版にて公表されているものの、禁止分野以外での外資 100%出資可能な場合等の詳細な規定が定められていない等、明らかとなっていない事項が多数存在している。さらに、ミャンマー投資委員会の裁量権が非常に大きく、運用の透明性の確保が必要と考えられる。

<懸念点>

ミャンマー政府は、WTOサービス貿易協定 (GATS)上の自由化約束において、ほとんどのサービスについて自由化約束をしていない(観光サービス及び旅行に関連するサービス分野のみ一部自由化)。従って、今回の外国投資法の改正は、GATS違反となるものではない。しかしながら、上述の通り、外国投資法は、ミャンマー語版の施行細則が公表されているものの、禁止分野以外での外資100%出資が可能な場合等の詳細な規定が定められていない等、明らかとなっていない事項が多数存在する。加えて、ミャンマー投資委員会の裁量権が非常に大きい。

<最近の動き>

改正前の2012年8月に、ミャンマー国家計画経済開発大臣と経済産業大臣との会談で外国投資法に対する懸念を表明した他、改正後の2013年2月には、ミャンマー国家計画経済開発大臣と経済産業副大臣との会談で、運用の透明性確保について要請した。

2014年1月31日には、外国投資家によるミャンマーへの投資手続きに係るMICの許認可の具体的な流れを明確に示した通達であるミャンマー投資委員会通達No.2/2014が公表された。この通達は、手続きの過程でサービス料が請求されないことも明記されるなど、かなり具体的な内容となっている。

今後、我が国は、引き続き外国投資法関係諸規定の動向を注視するとともに、外国投資法の改正を理由に、現在ミャンマーに進出している日系企業の活動が阻害されないよう、運用も注視していく。さらに、二国間協議等を通じ、法律の運用の透明性確保を引き続き促していく。